

○積算労務単価報告書の提出について

平成21年7月16日 事調第414号
各支庁産業振興部長、森づくりセンター所
長あて 農政部農村振興局事業調整課長、
水産林務部総務課長

支庁発注の請負工事において、請負人が入札に当たり積算した建設労働者等の労務単価の状況把握することにより、雇用・労働条件の改善など労働者福祉の向上を図り、適正な施工体制を確保に資するため、次のとおり取扱いを定め、平成21年7月16日以降に入札を行う工事から適用することとしましたので、事務処理を適切に行ってください。

記

1 対象工事

支庁発注の請負工事のうち、施工体制台帳の提出を求める工事とする。

2 積算労務単価報告書等の提出

請負人は、当該工事に入札に当たり積算した建設労働者等の労務単価について、それぞれ「積算労務単価報告書（別記第1号様式）」を作成し、契約締結後速やかに支出負担行為担当者に提出するものとする。

3 内容の確認等

支出負担行為担当者は、積算労務単価報告書の「備考」欄に「公共工事設計労務単価」との比率（小数第2位以下切り捨て）を記載することにより、当該報告書の記載内容を確認するものとする。

4 労務単価等に関する確認調査

3による確認の結果、労務単価が「公共工事設計労務単価」に比して一定以上下回る場合は、原則、建設工事下請状況等実態調査及び建設工事安全パトロールの対象工事とする。

5 その他

事務処理については、別紙「積算労務単価報告書等に係る事務処理フロー図」を参考とすること。

農政部農村振興局事業調整課事業予算契約グループ
水産林務部総務課管理グループ